

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所衛生課

番号40

不利益処分の内容		許可の取消又は業務停止命令
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項
処 分 基 準	関係条項	事務処理の特例に関する条例別表53(20)
	基準 (未設定の場合は その理由)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項の規定による許可の取消し及び業務停止処分取扱基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(令和3年8月1日最終変更)